

## 今月のコンテンツ

- 労務管理ニュース「法改正が目白押しの予感！」
- メンヘル対策にもセカンドオピニオン!
- 実録! 最近の大学生インターンシップ
- 知ってる? ねんきん定期便!
- 病気・入院で高額出費! そんなときに…
- ビジストスタッフの非日常…大西、尾崎

### 法改正が目白押しの予感!

既に各種メディアでご覧になった方も多くでしょうが、厚生労働省所管の法改正に関するニュースが取り上げられています。皆さんに興味のあるところは、派遣法の改正でしょう。しかし、それ以外にも改正される予定の法律があります。

#### ●雇用保険法の改正予定

育児休業給付の充実や教育訓練給付の拡充、雇用保険率に関する内容など盛りだくさんです。

##### ・育児休業給付の充実

育児休業給付は、休業開始前賃金の 50%支給を行っていますが、これを休業開始後 6ヶ月について 67%に引き上げる。

##### ・教育訓練給付の拡充、新規給付金の創設

中期的なキャリア形成を支援するため、現行の受講費用支援率をアップ。さらに一定の要件を満たす場合、追加の給付がある。

平成30年度までの暫定措置として45歳未満の離職者が教育訓練給付を受ける場合、訓練期間中の給付を創設する。

##### ・雇用保険料据え置き

雇用保険率は現行のままとなる。

##### ・再就職手当の拡充

早期再就職者が離職前の賃金と比較して賃金が低下した場合、一時金を追加支給。

雇用保険の財源が充実していることから、セーフティネットとしての給付が拡充されています。

#### ●労働安全衛生法の改正予定

メンタルヘルスに関する 10 項目程度のチェックを年に 1 回行うことを会社に義務づけます。チェック結果は従業員の同意なく第三者に開示することは出来ません。結果の状況によっては医師による面接指導等、会社が必要な措置を講ずることになります。

#### ●派遣法の改正予定

派遣は基本的に縮小傾向にあった前回の改正と異なり、継続的に派遣を可能とする大規模改正案です。

・登録型派遣・製造業務派遣について、雇用安定措置を講ずることを前提に禁止しないこととする。

・特定派遣、一般派遣の区分を廃止し、派遣は許可制とする。

・専門 26 業務を廃止し、派遣労働者個人単位で期間制限する。

・同一の派遣労働者を 3 年を超えて継続して受け入れた場合、労働契約申込みみなし制度の対象とする。

・派遣先は 3 年を超えて継続して派遣労働者を受け入れることはできないが、過半数労働組合が過半数代表者の意見聴取をした場合には、3 年単位で延長することができる。

・紹介予定派遣を推進する。

・派遣先が正社員募集を行う場合、1 年以上受け入れている派遣労働者に募集情報を周知する。

・平成 24 年改正で原則禁止とされた日雇い派遣について、法改正を行わずに実施できる見直しを検討する。

今回は大きな改正になる予定です。今後具体的な内容が公表されるので情報に注意しておきましょう。

#### ●産前産後の保険料免除が開始!

こちらは予定ではなく確定された変更です。今年 4 月から、産前産後休業期間中も社会保険料が免除されます。今まで育児休業中だけでしたが、産前産後休業中も適用が拡大されます。

法改正情報は、4月開催の『労務重点セミナー2014』でご確認ください!! 今すぐスケジュールに入れましょう!

4月10日(木)14時～ 大阪国際会議場にて

4月23日(火)14時～ 神戸国際会館にて

※いずれの会場も内容は同じです。**顧問先様は無料**でご参加できますので、ぜひお越しください!

## 編集こぼれ話

先月号からのスタイル変更に続き、今月号から内容もリニューアルしました! いかがでしょうか?

実はスタッフが増えたことで、毎号全員のプライベート話ばかりでは情報提供として足りないのではないかと…と思いはじめました。

そこで、プライベート話は月に2名とし、それ以外のメンバーは読者の皆さまに「へえ～」と思っていただける労務に関する情報をご提供することにしました。それぞれが日常担当している業務に関して

ぜひお伝えしたい内容を読者の皆さまの視点に立ってお届けすることをモットーにしておりますが、はたして狙い通りに作成できていますかどうか…。読者の皆さまの厳しくも温かい感想やご意見が励みになります! ぜひお気軽にご感想をお伝えいただけたら嬉しいです♪  
(細谷)

【発行元】株式会社ビジネススタイリスト

〒541-0051 大阪市中央区備後町 1-4-5 堺筋東野村ビル 5F

電話 06-7650-5708 FAX 06-7651-4360

## メンヘル対策にもセカンドオピニオン！

細谷 明子

「従業員が復職したいと言ってきたんですが、復職させないといけ  
ないですかね…」 このところ、またもや従業員のメンタルヘルス  
不調に関する相談が増加傾向です。しかも、再発による退職者が  
復職するというケースも結構あります。精神疾患が再発しやすい  
病気だということが実感として分かる瞬間ですね。



会社の担当者とし  
ては、復職希望者  
が再発で退職して  
いただけない、復職さ  
せてもまたしばらく  
して休むことになる  
のではないかと、そも  
そも復職できるレ  
ベルに回復してい  
るのか、という不安

がよぎっても不思議ではありません。専門医である主治医が復職  
可能と太鼓判を押したところで、残念ながらその判断が必ず正解  
である、とはいえないのが現状だからです。既に多くの労務管理担  
当者が経験されていることですが、主治医はあくまでも患者で  
ある従業員のことを第一に考えています。それ自体は当然ですし  
歓迎されるべきことです。しかし、従業員のことを第一に考える、  
ということが従業員の希望に沿うということになってしまっているケ  
ースもあります。その典型的な例は、つい2、3日前に提出された診  
断書には「2週間の療養が必要」と書いてあったのに、今日提出さ  
れた診断書には「復職可」と書いてあったりするので。実際に以  
前精神科の医師と話をしたところ、「患者から復職可と書いてもら  
わないと会社を辞めさせられるから頼まれたら、まだ復職は無理  
なんだがな、と思いながらも復職可と書いてしまう」と言われていま  
した。医師と患者の人間関係を考えれば、これもある面いたしか  
たのないことなのかもしれません。しかし会社としてはこのような実  
態は看過できませんよね。だからこそ、主治医の復職可という証明  
だけでは復職させられないと感じてしまうのです。では産業医がい  
るじゃないか、と思われた方も多いでしょう。それはその通り！ こ  
ういうケースで会社の業務を理解している産業医が活躍してくれたら  
言うことなしなんです…。

ここで問題になるのは産業医が精神疾患の専門医ではない場合  
です。産業医の多くが内科医や循環器の専門医だったりします。  
すると、いざ産業医の先生に相談しても、産業医は専門医である  
主治医の意見を覆すことを躊躇します。当然ながら相手は専門  
医、しかも同じ医師として反対意見を述べることには抵抗がある  
ようです。こうなると八方ふさがり…

そこで、中立的な立場で判断してくれる専門医によるセカンドオピ  
ニオンを考えましょう。それはナイスアイデア!…ところがこれも  
なかなか簡単ではありません。精神科のお医者様は只今千客万  
来の大繁盛状態、自分の患者にも1人5分位しか時間をかけられ  
なかつたりするので、セカンドオピニオンのスポット患者など  
診ているヒマはない…

そこでビジストではセカンドオピニオンの医師を紹介してくれるサ  
ービスと提携しました。専門医が従業員の復職可否判断のサポート  
をしてくれます。ぜひ従業員の復職判断に悩んだらビジストまで  
お問合せください!

## 実録！最近の大学生インターンシップ

磯部 和代

今年の後期から大学で非常勤講師をしております。キャリア概論  
という授業で、400人くらいの大学 2 年生に対し4回ほどの授業を  
行いトータルで1600人くらいの学生に会うことになります。

写真は自分の知り合いの NGO 代表のビデオを見せながら解説し  
ているところです。内容は、NGO を含むインターンシップなどについ  
て話をします。

今回はインターンシップについてお話いたします。わたしの授業  
ではどういう会社をインターンシップに選ぶべきかについて話して  
います。下記に箇条書きいたします。

- ①大学生に単純作業のような作業をさせる企業先は避ける方が  
いい
- ②その会社の理念・行動指針に共感できること  
を実現できる会社を選ぶよう指導しています。

また、優秀な大学生が行うインターンの特徴は

- ①見本になる素晴らしい経営者がいる会社を選ぶ
- ②将来の自分のキャリアに関係するものを選ぶ場合と全く関係な  
い会社を選ぶ場合とがある

これは、外資系に就職したいと思った大学生が海外の NGO でボラ  
ンティアをし、海外で働く人とのネットワークを作った例と国家公  
務員希望の大学生が全くその仕事とは無関係の NGO で広報の  
仕事をした例などを紹介しました。ただ、学生は良く考えていて、  
全く関係ないインターン先を選ぶ場合も、将来、公務員になれば  
できない NGO 組織の体験として捉えており、自分の中での目標が  
はっきりとしています。

- ③優秀な学生ほど、大学1年生でインターンを経験していること  
また、就職先とインターン先は明確に区別している。

私が経営者の方にお伝えしたいのは、インターンを中小企業に優  
秀な大学から学生を就職させるチャンスと思っている場合は失敗  
するということです。他の目的でインターンを採用し、その結果、就  
職もしてくれたというケースもありますが、採用を目的にしない方  
が結果的に双方がうまくいっているようです。学生は良く考えてお  
り、優秀な尊敬できる人のそばで働きたいと考えています。まず  
は、その点で魅力がある会社にインターンしようします。次にそ  
のインターンで何が得られるかを考えています。将来の就職したと  
きの人脈なのか、そこで働く人のしごとの仕方から学べるわざや  
技術なのかということです。インターンを安い労働力、若しくは人  
手不足の採用手段と考えている企業はその程度のインターン生  
が集まっては、結局、就職しても入社後すぐに辞めるという結果に  
なるでしょう。そうなればお互いが不幸です。



## 知ってる？ねんきん定期便！

西川 佳久

平成21年4月より、「ねんきん定期便」の提供が開始され、毎年誕生日に、国民年金および厚生年金保険の被保険者に送付されています。

平成25年度は、年齢によって通知の内容が異なっており、年金加入期間、保険料納付額、最近の月別状況のほか、50歳未満の人には、加入実績に応じた年金見込額、50歳以上の人には、「ねんきん定期便」作成時点の加入条件で、仮に60歳まで加入した場合の老齢年金見込額が記載されています。

また、35歳および45歳の人には、年金加入期間、加入実績に応じた年金額、年金加入履歴、厚生年金保険加入期間の月ごとの標準報酬月額・賞与額と保険料納付額、国民年金加入期間の月ごとの保険料納付状況、などが記載されています。

35歳・45歳・59歳の節目年齢の人には封書、それ以外の人にはハガキ形式の「ねんきん定期便」が送付されますが、昨年度までは節目年齢が35歳・45歳・58歳とされており、平成25年度中に59歳になる人にはすでに封書が届いているため、今年度の「ねんきん定期便」はハガキ形式のものが送付されます。「ねんきん定期便」は、日本年金機構のホームページで運営されている「ねんきんネット」でも確認することができます。

### 「ねんきんネット」で 電子版「ねんきん定期便」スタート！

**New 「ねんきん定期便」がパソコンで確認できます！**  
誕生日に、「ねんきん定期便」や「発送通知書」などのお知らせを、電子メールでご案内します。

**● ライフプランに合わせて年金額の試算ができます！**  
様々な人生設計に応じた年金額の試算ができます。  
平成24年10月から、国民年金保険料を10年満額納めておくことが可能となりますが、納付した場合に増える年金額を試算できます（平成24年8月開始予定）。

※既に老齢年金をお受け取りの方（働き続けていたり、失業手当を受給することにより年金の支給が停止されている方も含まれます）や、老齢年金の受給資格があっても現在お受けされていない方などは、ご利用いただけませんので、あらかじめご了承ください。

**● いつでも、最新の年金記録が確認できます！**  
年金に加入されていない期間、標準報酬額の大きな変動など、ご確認いただきたい記録が、わかりやすく表示されています。  
また、持ち主がわからない記録が、氏名や生年月日などで検索できるようになります。（平成25年1月開始予定）

詳細は日本年金機構のホームページでご確認ください。  
<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=991>

## 病気・入院で高額出費!そんな時に・・・

森本 雅子

毎日元気に暮らしていると、ついつい健康であることを意識せずに過ごしてしまいがちですが、たまに風邪で高熱が続いたりすると健康であることの有難みが身に沁みますね。

万一、急な病気の通院や入院で高額な医療費の支払いが必要になった場合、一定限度額を超えた額が払い戻されたり、限度額を超える支払いが不要になる制度があります。

皆様とご家族様の健康を祈念しつつ、今回は健康保険の「高額療養費制度」「限度額適用認定証制度」をご紹介します。

### 「高額療養費制度」

医療機関や薬局の窓口で支払った額が月の初めから終わりまでの期間で一定額を超えた場合に、その超えた額を支給する制度です。ただし入院時の食事代や差額ベッド代は含みません。

最終的な自己負担額となる負担の上限額は所得水準などにより分けられます。また基本的に1医療機関での一ヶ月の自己負担額が2万1千円以上であることが必要です。健康保険の被扶養者分も合算可能です。

例えば、70歳未満の健康保険被保険者が入院して医療費に100万円かかったとします。

窓口負担は3割の30万円ですが、高額医療費制度を利用することにより212,570円が支給され、実際の自己負担額は87,430円となります。

負担の上限額は、年齢や所得によって異なります②

最終的な自己負担額となる毎月の「負担の上限額」は、加入者が70歳以上かどうかや、加入者の所得水準によって分けられます。

<70歳未満の方の場合>

所得区分	1か月の負担の上限額
上位所得者（月収53万円以上の方など）	150,000円＋（医療費－500,000円）×1%
一般	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%
低所得者（住民税非課税の方）	35,400円

（注）同一の医療機関等における自己負担（計外処方代を含みます。）では上限額を超えないときでも、同じ月の複数の医療機関等における自己負担（70歳未満の場合は2万1千円以上であることが必要です。）を合算することができます。この合算額が負担の上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

### 「限度額適用認定証制度」

「高額療養費制度」では医療費支払後に手続きをはじめますが「限度額適用認定証制度」では基本的に支払前に申請を済ませておく必要があります。入院などで高額の医療費が予想される場合に限度額適用認定証を用意しておくことで多額のお金を準備することなどの経済的負担を軽減できます。

自己負担限度額は「高額療養費制度」同様、所得水準などにより異なります。

いずれの制度も入院先・通院先の病院で案内を受けることがありますが、健康な今2つの制度を知っておくと少し安心しますね。

詳しくは「協会けんぽ」のHPでもご確認いただけます。



<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

こんな場合は対象になる?などご不明な点がございましたらビジストまでお気軽にお問い合わせください。

## ビジストスタッフの**非**日常！

### えべっさんへ行く

大西 美佳



創業以来、細谷とふたりで毎年えべっさんにお参りし、商売繁盛を祈念してきました。今年は「十日えびす」がちょうど金曜日ということもあって、社員全員で行くことができました。

会社から一番近い大阪市北区にある『堀川戎神社』へ、午後6時から出発。いつものおりに天神橋筋商店街を北上しつつ、堀川戎神社を目指して歩き、横断歩道渡ったら、もうすぐ

入口だ~と思ったところ、警備員の方が「こちらから入れません!」と誘導しているではありませんか。せっかく北上してきた道のりを、またまた戻って迂回経路から、境内に向かわないといけなことを知りました。がっくり(泣)。いつもは昼間に行ってたので、あまり混んでなくて、そんな目に合わなかったのか、知らなかったとぶつぶつ言いながら、誘導されるままに進む。途中で参拝の列がぜんぜん進まなくなり、境内の入口までかなりかかりそう…。ということで、食いしん坊のビジストメンバーは、先にご飯たべちゃいましょう。そうしたら、込み具合も減るよね~と、近くのイタリアンレストランに入って、腹ごしらえをしました。



その後、またまた列に並びなおし、今回はのろのろだけど、前に進む。「やっぱり、先にご飯たべてて良かったよね~。」と喜んだのは、甘かった!

境内に入ってから、本殿の前まで行くのに、まったく進まない。けど、どんどん後ろから人が入ってくる。周りの人に押されるうちビジストメンバーとも、ちりぢりに。

息ぐるしいほど、押される状態。あと数メートルなのに…。

なんとかその後、お賽銭をなげ商売繁盛を祈願できました。さて、つぎは「福笹」の購入です。お飾りをいくつかつけることができるかは、交渉次第です。やっぱり、ビジストの交渉力ナンバーワンの細谷の出番です。

さすが、おじさんに一つ多めにお飾りをつけさせました!!そして、さらに、2万円以上の福笹を買った人だけが、やってもらえる、笹売りのおじさん3人による【大阪じめ】をやっていただくことができました~(o^o^o)。

1. 打~ちましょ 2. もひとつせ~  
3. 祝うて三度 の掛け声です。

社員全員で、福を呼び込むえべっさん参りにいくことができ、うれしかったです。



### 年初めから行動してます！

尾崎 貴子



以前から、ずっと行きたかった、『なばなの里』に行ってきました!! 年始の1/3に行ったため、想像以上に渋滞と、園内は人・人・人で大変でしたが、感動がたくさんありました~(o^o^o)/

あまりの混雑にライトアップの点灯時間までの間、寒空中、持参のカイロを握りしめて、ひたすら並んで待つこと 50分…(´\_`)

ようやく点灯の鐘が鳴り、ライトアップの始まりです。あちこちで歓声も。行列の中進んでいくと最初に目にするのは「光のトンネル」です。トンネルのなか、あゆみ進ませながら光に囲まれ美しさを感じます。それを過ぎると、世界遺産の「富士山」のイルミネーション。この富士山は時を追うごとに景色を変える演出がしてあり、演出の豪華さに混雑を忘れ、しばしじーっと見入っていました。変化するたび、思わず声をあげてしまうほどの美しさでした。また園内には静かな見どころもあり、『鏡池』の画には吸い込まれ

そうになります。とても幻想的な世界です。この鏡池は紅葉の季節が美しいらしく、次はぜひ紅葉の時期に見に行きたいと思います。

なばなの里のもう一つの見どころ「ペゴニアガーデン」も、とても見ごたえありです。自分の知らないたくさんの品種の美しいペゴニアに囲まれて、幸せ気分いっぱいです。ペゴニアの品種は数千種とかすごいです。



積極的に動くことの、もう一つの動きとして、今年初めにずっと会いたかった中学時代の友人に会いに行ってきました。年賀状のみの交流となっていて、なんと**24年ぶり**の再会です。友人との間で、お互いに会った瞬間の第一声は「あんた、ぜんぜん変わらへんやん!」と、褒めているのか、けなししているのか、わからない大阪弁で始まりました。今は何をしているに始まり、お互いの歴史を話して行くうちに、長く会っていなかった間柄と思えない不思議な感覚に驚きとうれしさがありました。彼女から、今は建築士として一人でデザイン・リフォームの会社をしている話と私の仕事の話に「お互い、相変わらず、がんばってるなあ~」と、言って笑いあいました。人とのつながりの大切さ、うれしさを実感しています。

